

令和3年度  
教育委員会の事務の点検・評価報告書  
(令和2年度事務事業対象)

<b>I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について</b>	
1 事務事業評価とは	P 1
2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度	P 1
3 評価対象事務事業について	P 4
<b>II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について</b>	
1 評価の観点	P 5
2 観点別評価	P 5
3 評価の結果	P 5
<b>III 外部評価委員の意見・提言及び対応策</b>	
【学校教育課】小中一貫教育推進事業費 IBUSUKI E-VILLAGE いぶすきイングリッシュヴィレッジ	P 6
【歴史文化課】文化財保護事業（文化財補修等に係る補助）	P 8
<b>参考資料</b>	
○ 指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱	P 10
○ 令和3年度指宿市教育委員会外部評価委員会委員	P 11

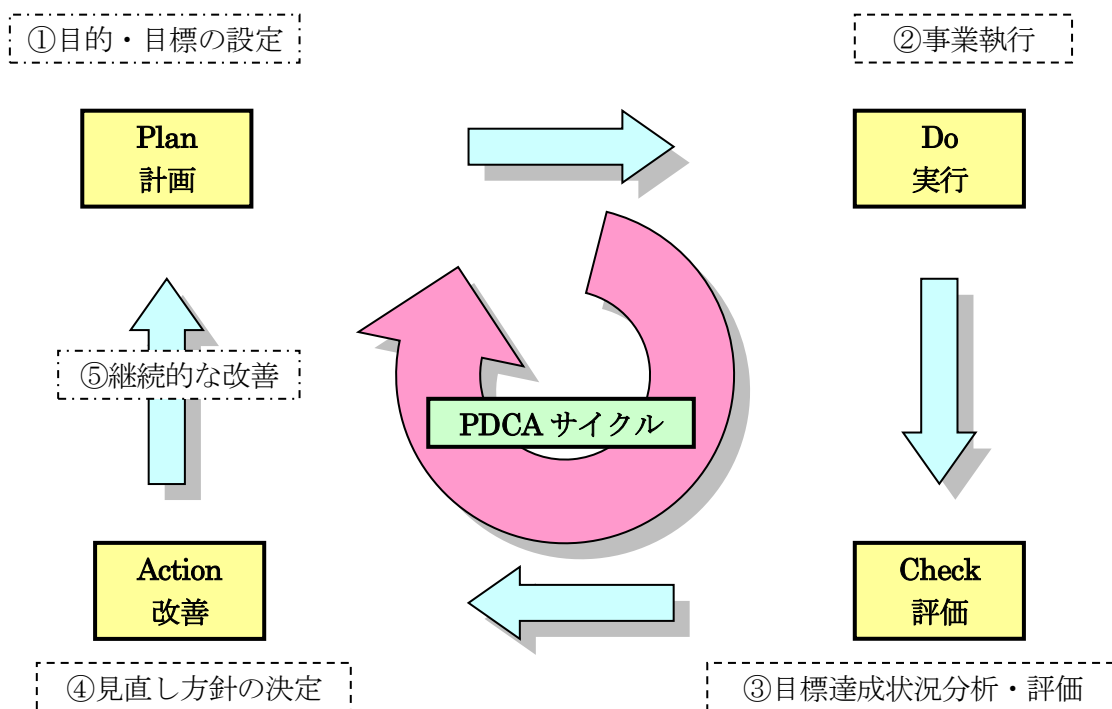
令和4年3月  
指宿市教育委員会

## I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

### 1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA (Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善) という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



### 2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

#### (1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、指宿市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度を導入しております。

## (2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

- ① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底  
事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。
- ② 効率的で質の高い行政の実現  
教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。
- ③ 成果重視の行政の実現  
成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

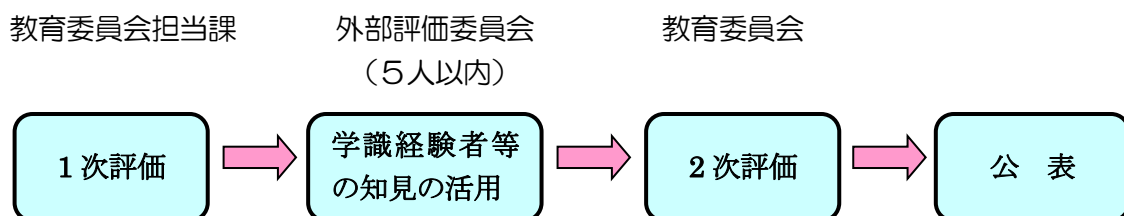
## (3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政施策事業で、前年度から引き続き実施している事業について、事後評価します。

## (4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



## (5) 点検・評価のスケジュール（予定）

- ① 点検・評価の対象事業の選定（選出）
- ② 事務事業評価シートの作成
- ③ 1次評価の実施（教育委員会事務局）
- ④ 第1回外部評価委員会（制度説明，事業説明）
- ⑤ 外部評価委員からの意見・提言
- ⑥ 評価委員の意見等への対応
- ⑦ 第2回外部評価委員会（評価委員の意見聴取）
- ⑧ 2次評価の実施（教育委員会）
- ⑨ 議会へ報告書提出
- ⑩ 評価結果の公表（市ホームページ等）

## (6) 推進体制及び役割

### ① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

### ② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

### ③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

### ④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

## (7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

### 【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合)</li><li>・上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)</li><li>・市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)</li></ul>
効 率 性	<ul style="list-style-type: none"><li>・投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合)</li><li>・効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。)</li><li>・活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)</li></ul>
有 効 性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか。(上位施策に対する貢献度はどの程度か。)</li><li>・成果指標値から見て、目標の達成具合はどの程度か。(達成度合)</li><li>・目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)</li></ul>

## (8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

### 3 評価対象事務事業について

番号	課名	事業名
1	学校教育課	小中一貫教育推進事業費 IBUSUKI E-VILLAGE いぶすきイングリッシュヴィレッジ
2	歴史文化課	文化財保護事業（文化財補修等に係る補助）

## 事務事業の点検・評価の内容及び結果

### 1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ、公共性・公益性）、効率性（費用対効果、コスト削減）、有効性（貢献度、目標の達成度）の観点で行いました。

### 2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
① 小中一貫教育推進事業費 IBUSUKI E-VILLAGE いぶすきイングリッシュヴィレッジ	妥当	妥当	妥当
② 文化財保護事業（文化財補修等に係る補助金）	妥当	妥当	妥当

### 3 評価の結果

事業名	評価（まとめ、課題等）
① 小中一貫教育推進事業費 IBUSUKI E-VILLAGE いぶすきイングリッシュヴィレッジ	<p>児童生徒が、外国語活動や外国語の学習をより身近に感じ、楽しみながら英会話に親しむことができる本事業は効果的である。今後、周知方法の改善や広報活動を充実させることで参加者の増加を目指すとともに、より魅力的な活動内容を実現するためのボランティアスタッフ増員確保に関する予算確保や活動内容の充実を目指したアンケート等の実施に努める。</p> <p><b>【次年度の事業計画】</b> より魅力的な事業改善と事業継続に向け、ボランティアスタッフ経費の予算化を目指すとともに、周知・広報活動を充実させ、参加者の増加に努める。また、参加者や参加者保護者へのアンケート調査を実施するなど内容改善に向けた取組を着実に実行する。</p>
② 文化財保護事業（文化財補修等に係る補助金）	<p>文化財の保存・活用を推進するためには、まず、子ども達や大人が、自分達が住んでいる地域にある文化財を「知る」ことが大事であり、その手段として「指宿市文化財保存活用地域計画」を作成することは効果的である。また、文化財を「地域の宝」として大切にしなければならないという意識付けが図られ、実際に活動を行うことに繋がれば、支援策の一つとして補助金の予算を確保し、計画的に交付することは、文化財の保存・維持管理のため妥当である。</p> <p><b>【次年度の事業計画】</b> 令和4年度に交付予定の補助金は適正な執行を行うとともに、緊急を要する場合は補正予算で対応するなど、予算の確保に努める。また、指宿市文化財保存活用地域計画の作成は、令和6年度の文化庁認定に向けて、内容を精査し充実化を図りながら着実に進めていく。</p>

# 令和3年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

担当課：学校教育課

事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
<p>小中一貫教育推進事業費 IBUSUKI-E-VILLAGE いぶすきイングリッシュヴィレッジ</p>	<p>○本事業は、英語に興味を広げ、小学生に楽しく学ぶ機会をつくり、小学校でも英語教育が取り入れられている。小さい時から楽しみながら触れ合うことが大事である。国際化に対応するために、英語が話せる人材を小さい年代から育成することは必要なことであり、楽しみながら学び、触れ合うことが大切である。</p> <p>この事業は、今後必ず必要とされる英語力の向上のために行われているので、希望者でかまわないので、<u>①その機会を年1回ではなく、複数回実施することや校内での実施を希望する小中学校または学年ごとに、出前授業として行っても良いのではないかと考えるところである。</u></p> <p>また本市は、都会と比べて塾や英会話教室の立地やそこに通わせる保護者の負担等を考えると地域によって英語を学び触れ合う機会に差があるので、それを埋める手立てとしても必要である。さらに今後、外国人観光客の増加も見込まれるので、英語に関わる機会が増えることは必至であることから、必要な事業であると捉えている。是非、継続してもらおうとともに、<u>②小中学校への積極的なPRにも努めてもらいたい。</u></p> <p>○楽しく外国語に親しめる事業だと思う。国際化はもはや当たり前。だから参加者も多いのだと思う。学童期から、言語を含め様々な人と交わり、異文化に触れる機会を用意するのは大人の役目だと思う。是非続けて欲しい事業です。しかし、<u>③④人材不足。予算不足では継続は難しい。何より、運営に携わる人の負担が大きい。無理のある活動は長続きしません。受付や案内、名簿作成や買い物など、英語は話せなくても、労力を寄付し合うシステムができるといいのではないか。</u></p> <p><u>コロナはまだまだ続きそう。消毒液等の感染症予防グッズも必要です。参加者から、消耗品代程度の費用負担はお願いしてもいいのではないかと</u> <u>思う。長く続けるためには、謝金とまではいかな</u> <u>なくても、お礼ができるといい。</u> <u>ボランティアを募るなど、もうひとひねりできないでしょうか。</u></p> <p>○グローバル化に対応した教育環境づくりを推進するため小学校中学年・高学年に外国語活動・授業の導入がされております。</p> <p>本市は教育大綱のなかで、小中一貫教育推進として9年間を通じた英語教育の充実を図るため、低学年から英語に親しむ時間に取り組みまれております。</p> <p>その状況下で、習熟の程度に応じた講座を開設する本事業は、英語を苦手とする児童生徒も楽しく活動できているようです。また、毎年継続して参加する児童生徒がいるということは英語に親しむ素晴らしい場が提供できていると感じます。</p> <p>さらに、ロックハンプトン市派遣交流参加生徒もボランティアとして活動しており、異年齢交流も期待できそうです。</p> <p><u>①②本事業が今後も継続できるよう日程、開催場所、周知の方法等検討され、より多くの児童生徒が参加できることを期待します。</u></p> <p>また、<u>③参加者及びボランティアの増加を考慮した予算の確保にも努められたい。</u></p>	<p><b>①事業継続についての考え方について</b> 令和2・3年度は、ふれあいプラザなのはな館のみ3日間の開催でした。来年度については、3日間の1日を開聞総合体育館等の施設を使用する計画とし、山川・開聞地域からの参加者増加を目指して参ります。 また、児童生徒や保護者へアンケート調査等を実施し、より参加しやすい内容等、改善策の参考資料とし、より魅力的な改善を目指して参ります。</p> <p><b>②事業の周知方法について</b> 参加者募集については、これまで同様に各学校の児童生徒に直接配布を行って参ります。 また、事業内容の広報については、これまで同様、市広報紙での紹介に加え、市HPの掲載や各メディアへの情報提供を行い、市民への事業の広報を行って参ります。</p> <p><b>③事業関連予算について</b> 現在、消耗品については、外国語活動支援員消耗品費から支出していますが、「IBUSUKI-E-VILLAGE」に関する事業費については、今後精査し、必要な予算については、要求して参ります。</p> <p><b>④人材確保について</b> 人材確保については、 ・指宿商業等、市内高等学校生徒へのボランティア募集 ・英語が得意な市民へのボランティア募集 ・市内学校職員へのボランティア募集 等を、予算や新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮しながら行っていきたいと考えております。また、社会教育課とも連携し、市民講座等の講師登録のある市民への協力要請も行って参ります。 (15人程度を目途に、各団体へ段階的に募集)</p> <p><b>⑤事業効果の検証について</b> 事業効果の検証については、引き続き、参加者及びその保護者へのアンケートを実施していきたいと考えております。 また、アンケートを参考資料とし、より魅力的な事業となるような改善を目指して参ります。 今後も「IBUSUKI-E-VILLAGE」事業の実施により、英語に親しみやすい環境を整え、学力向上への一助となるよう努力して参ります。</p>

※「意見・提言等の内容」の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
	<p>○「英語を用いた歌やゲームを通して英語学習への関心、意欲を高める」ことが目的の一つにあるこの事業は、参加する児童・生徒たちにとって楽しく学ぶことができるものであり、英語を敬遠しない方策としても一定の効果があるものと考えます。</p> <p>一方もう一つの目的である「英語によるコミュニケーションなどを通して英語学習への意欲、国際理解についての興味・関心を高める」ことを小学生、中学生という若い世代に期待することは、なかなかその成果を評価することは難しいと考えます。</p> <p>現在、実施されている事業は、夏休みの単発イベントの感が否めない思いがあります。第一番目の目的だけであれば現状維持でよいと思いますが、①④第二番目の目的まで考慮すればALT、AEAの任務や海外派遣交流生のボランティア等のほかにも英語力の高いスタッフを確保し、通年で（例えば四期の）スクールを開催し、英語まみれで学校の教材に挑戦するとか、そういうことも必要ではないかと考えます。そういったチャレンジにより、イマージョン・プログラムへの発展、さらなる語学力向上の可能性をもったイングリッシュ・ヴィレッジ事業になっていくのではと考えます。</p> <p>現行では効率的に予算が執行されているものと考えますが、③有効性をさらに高めるためには、事業として項目立てした予算と業務が必要であると思います。</p> <p>○コミュニケーション体験を通して、英語学習への意欲や理解を深める取り組みは今後の国際社会にとって必要なことだと感じる。</p> <p>毎年120人を超える参加者がいることもニーズに合っていることがうかがえます。現在、①③④なのはな館を会場として実施しており、指宿地域の児童、生徒が多く、山川、開聞地域が少ないことは、非常に残念です。ぜひ、開聞総合体育館や山川文化ホール等でも実施してもらいたい。ALT、AEAの負担が大きいことも問題である。予算をしっかりと確保していただき、負担減や事業充実に努めてもらいたい。また、②事業内容、参加の呼びかけを広く周知することをお願いしたい。（広報誌、HP、班回覧など）その際、ボランティアを募集すると良いと思う。</p> <p>最後に、⑤英語への意識がどれだけ上がったか、学力がどの程度向上できているのかを検証（見える化）できるようにすることで事業の改革、改善の方向性がより明確になると思うので、取り組んでもらいたい。</p>	

※「意見・提言等の内容」の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。



# 令和3年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

担当課：歴史文化課

事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
<p>文化財保護事業 (文化財補修等に 係る補助金)</p>	<p>○本事業は、市民共有の財産である文化財の適切な保護に努めることで、より多くの市民が歴史と文化に親しむ機会を増やし、郷土愛と誇りの醸成を図る。合わせて社会の変化に対応した新しい文化財保護の体制構築を目指している。</p> <p>地域や集落は人口減少に伴い、維持管理ができなくなっているところもあり、早急な維持、管理や補修が必要な文化財である。文化財管理に係る費用については、必要性を理解されないとの話も聞く。しかし、一度失われた文化財を、元に戻すことは非常に困難を伴う。</p> <p>「指宿まるごと博物館構想」はすばらしい捉え方である。<u>①文化財の保護・管理に努めるとともに、地域内にある文化財の存在や価値に関する啓発普及を図ってもらいたい。</u>また、<u>②文化財を、小中学校で、地域を学ぶ機会に活用し、地域の活きた教材として有効に活用する工夫と未来への伝承の大切さを教えて行くことも必要である。</u></p> <p>文化財は有用な地域の観光資源になり得るので「指宿市考古博物館時遊館COCCOはしむれ」や市立図書館等と併せて紹介するなどして活用を見いだすことも検討し、さらに<u>③長期的な保存や修復のために、劣化状況等に応じた修繕等が行える体制の構築も必要である。</u>地域の財産である文化財を喪失することがないように、次世代への継承・存続のために、この文化財保存事業は継続して実施してもらいたい。</p> <p>○事業としては必要な事業です。</p> <p>ふるさとと歴史に触れることは、自分の存在価値に気づくことだと思う。これまでつないできた長い歴史を、是非後世につないでいきたい。予算化は前もって把握することが難しいので、予測ができません。結局予備費があればそれでということになりますし、なければ先送りにするしかない。</p> <p>そこで、<u>①学芸員の方たちを中心に、指宿市民に文化財の一覧みたいなのをお知らせする機会を作る。</u>そのうえで、できれば、<u>④基金を作ってそれで補修などに活用したり、歴史を伝える語り部等の育成に利用するなどできたら、学校の授業にも活躍してもらえるのではとも思う。</u>基金をネットで募集すれば、文化財の広報にもなる</p> <p>○本事業は、個人が管理する文化財や地域が管理をしている文化財の維持管理・保存のための補助金として成果を上げている事業である。</p> <p>この事業の課題は、今後、文化財の老朽化による補修費の増加や環境整備、管理される方々の高齢化や担い手不足などにどう対応するかである。</p> <p><u>①⑤地域にある文化財にあっては認知度が低く周辺の一部の住民で管理されていたり、自分たちの地域にどのような文化財が存在しているかを知らない住民もいるのではないだろうか。地域の文化財をまず、地域住民に知って親しんでもらい保護活動に参加する仕組み作りも必要です。</u><u>④老朽化や災害等による損壊に係る補修費等の財源の確保については、市の予算もだが国・県の補助金等の活用にも努められたい。</u></p> <p>そして、より多くの市民の郷土愛と誇りの醸成、文化財を核とした人づくり・まちづくりの推進、地域活性化に繋がることを期待します。</p>	<p><b>①地域内にある文化財の啓発普及について</b></p> <p>現在、「指宿市文化財保存活用地域計画」作成のため、市内全域の指定・未指定文化財について調査を実施しております。調査で得た情報は市のホームページや冊子等で紹介し、また、文化財の清掃作業などの取り組みが実施された場合はFacebook、インスタグラム等のSNSや市の広報誌等で情報発信に努めて参ります。</p> <p>なお、令和4年度はワークショップを開催し、市内の中学校区ごとに「まち歩き」を実施して校区内にある文化財の周知・啓発を図ります。</p> <p><b>②文化財の活用について</b></p> <p>小中学校では、郷土芸能をはじめとする文化財を「総合的な学習の時間」などで学ぶ機会が設けられております。また、「指宿市青少年健全育成共通実践事項」では「文化財保護の推進」を掲げています。その実践のために、指宿まるごと博物館マップや指宿市文化財保存活用地域計画で作成予定の文化財マップを提供し、地域の歴史文化を知るための生きた教材として文化財を活用してもらうよう小中学校と連携を図っております。</p> <p>なお、新小学一年生にはCOCCOはしむれの入館無料券を配布し、市の歴史文化にふれ、興味を持つことに繋がるような機会を創出いたしております。</p> <p><b>③文化財の長期保存、修復等が行える体制の構築について</b></p> <p>指宿市文化財保存活用地域計画で作成するマップなどを活用し各地域にある文化財の情報を提供することで、居住している地域にどのような文化財が所在するのかを知っていただき、地域のコミュニケーションツールの一つとして利用していただくとともに、文化財の価値を知ってもらうことで、クリーン指宿・文化財デーなどが行われる機会をとらえ、地域における維持管理体制の構築に繋がるように丁寧に説明をして参ります。</p> <p>また、地域内に文化財が無い場合や高齢化などで体制構築が困難な場合などは、一つの集落ではなく、複数の集落や区・校区単位で取り組むような広域的な組織体制の構築も検討いたします。</p> <p><b>④文化財補修関連予算について</b></p> <p>事前に修繕・環境整備等の相談があった場合は、当初予算に補助金を計上することで対応して参ります。なお、令和4年度につきましては、事前に相談のあった3団体分の予算を計上し、令和3年度予算よりも増額を要求して参ります。</p> <p>なお、緊急を要する場合は、補正予算にて対応して参ります。また、基金の造成は今のところ財源等難しいことから、将来的にはふるさと納税など、活用できそうな事業がないかについて調査研究して参ります。</p>

※「意見・提言等の内容」の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
	<p>○文化財を通して先人たちの生活や文化を知り、愛着と誇りをもって後世に伝え残していくことは大切なことであると思います。文化財保護法、県並びに市の文化財保護条例・同施行規則だけでなく、指定文化財以外の文化財についても、補助金交付要綱等をもとに文化財の保存及び保護のために支援されて、地域に数多く存在する未指定文化財も事業の対象にされていることは、地元の所有者あるいは管理者としては大変ありがたいことだと思います。</p> <p>文化財保護に係る課題は、修復や維持管理など文化財を直接いたわることだけでなく、周知、案内、周辺の環境整備等。それらの経費捻出も含めて多岐にわたります。三年前にも文化財保護事業について評価がなされていますが、その時は周知活動、未指定文化財の保護、案内看板の設置、観光や体験機会の提供やアクセスのことなどが話題になったのではないかと思います。</p> <p><u>⑤対象物（保護を必要とする文化財）が滅失せず現存する以上は、その維持補修に経費が必要であることは止むを得ませんが、その財源としての助成金は市の財政から無尽蔵に支出できるものではありませんので、管理者だけでなく文化財の存在する地域の市民がまずその文化財を知り、自分たちのものとして愛着を持って、かねてから日常習慣として世話（管理）できるような機運を盛り上げることが必要</u></p> <p>指宿市内の神話については、市のホームページでも紙芝居として紹介されています。指定文化財等有名なものだけでなく①各地域の未指定文化財についても、ホームページ掲載や資料頒布の機会を多く設け繰り返し情報提供していただきたいと思います。そういった文化財の掘り起こしの仕方も市民がまずは文化財に興味関心を持つことにつながるのではないのでしょうか。</p> <p>○市民共有の財産である文化財を後世にしっかりと語り継ぐため、保護、管理、活用を従来通りのやり方（個人所有者や管理団体だけに任せること）では、将来、立ち行かなくなるのは目に見えています。</p> <p>ただ、⑤目的や方向付けの理由にある「より多くの市民」や「市民総がかり」では、漠然としていて、体制構築は難航すると考えます。基本理念にある「教育と文化の創造」を全面に打ち出し、(1)将来の指宿を担う子どもたち（学校）との連携、(2)PTAや老人クラブ、子ども会、育成会、女性連等の社会教育団体との連携、(3)まち歩きガイド、スポーツサークル団体、様々なボランティア団体やNPO等の市民団体、(4)民間企業との連携を図り組織化することで具体的に体制構築につなげられると思います。</p> <p>文化財の保護（維持）だけでなく、②この事業が地域おこしや地域活性化につながる資料（リーフレットなど）があれば、より理解が進むと考えます。</p> <p>文化財を保護することは、極めて重要なことだと思います。④これまでの事業費（予算）では、補修や環境整備費だけでも不足していることから、体制構築に取り組むとなると予算拡大は必要不可欠です。民間補助金を活用するとの説明がありましたが、迅速に対応するためにもあくまで一つの手段として捉え、指宿市独自の予算拡大をお願いしたい。</p>	<p><b>⑤文化財の管理に関する地域住民の機運の醸成について</b></p> <p>指宿青年会議所と連携を図りながら「クリーン指宿・文化財デー」の制定を検討し、その中で地域内にある文化財を知るためのきっかけとしてまち歩きなどを行い、その際に一緒に清掃作業を行うことで環境整備に繋げるとともに、老朽化や損壊の状況を確認して、集落の宝として大切にしなければならぬという意識付けを図って参ります。</p> <p>また、地域の子ども会活動の一環として取り組んでもらうことで、子ども達に自分の居住している集落の歴史文化に興味を持ってもらう機会とするとともに、ボランティア活動や「文化財防火デー」への参加意識の向上にも繋げられるように自治公民館長や校区公民館主事らとの連携に努めて参ります。</p> <p>なお、その際は指宿市文化財保存活用地域計画で作成予定のマップなどを活用して文化財の情報提供と周知に努めて参ります。</p>

※「意見・提言等の内容」の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

## 指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、指宿市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

## 令和3年度 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

委員名	所属等
山内 浩	山川高等学校校長
堀口 なり子	社会教育委員，主任児童委員
長山 君代	人権擁護委員
坂上 次喜	上野区長
竹畑 光輝	指宿市PTA連合会会長

※ 外部評価委員会設置の根拠法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。